

景観重点地区

妙見宮周辺地区 景観形成ガイドライン

～門前町の風情が残る「妙見さん」の景観づくり～



八代市

施行日：令和7年4月1日

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	地区指定の趣旨	1
3	八代神社（妙見宮）周辺の景観について	2
4	景観形成の目標と方針	3
	（1） 対象区域の範囲	3
	（2） 景観形成方針	4
5	届出対象行為	5
6	景観形成基準	6
	（1） 景観形成基準	6
	（2） 景観形成基準の解説	9
7	手続きの流れ	17

1 ガイドラインの目的

八代市景観計画では、全市における良好な景観形成のためのルールとして、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めています。この景観計画の中で、「妙見宮周辺地区」については、八代神社（妙見宮）の門前町として形成され、今でも風情ある歴史景観の残る「景観重点地区」としてより詳細な基準を設け、良好な景観形成を重点的、先導的に推進していくこととしています。

本ガイドラインは、景観計画を補完する役割として、妙見宮周辺地区景観まちづくり検討委員会でまとめられた「妙見宮周辺地区」の景観形成基準（必須のルール、推奨のルール）をイラストや写真でわかりやすく例示したものです。今後、住民の方々、事業者の方々、そして行政が協働して妙見宮周辺地区の良好な景観づくりを進めるための手引書として活用されることを目的として作成しました。

2 地区指定の趣旨

妙見宮周辺地区は、本市を代表する神社の一つである八代神社（妙見宮）を中心とした、歴史・文化と自然が調和する門前町です。

八代神社（妙見宮）は、文治2年（1186）、現在地に社殿が建立され、地域の総鎮守として人々の崇敬を集めてきました。平安時代に創建されたと伝えられる上宮と中宮に対し、現在の社殿は下宮と位置付けられています。祀られている神は、北極星と北斗七星を神格化した「天御中主神（あめのみなかぬしのみこと）」「国常立尊（くにとこたちのみこと）」です。その昔、妙見神が亀と蛇が合体した想像上の動物「亀蛇（きだ）」の背に乗って海を渡ってきたという言い伝えがあり、交易が盛んな港町として繁栄した八代の歴史がうかがえます。神社の秋季大祭である「八代妙見祭」はユネスコ無形文化遺産に登録されており、11月23日に行われる神幸行列は祭りのメインとして、毎年多くの観客で賑わいます。

地区内には歴史的面影を残す商店や、落ち着いた色彩の和風戸建て住宅が立ち並ぶほか、道路と小学校運動場の境目に石垣が組まれるなど、門前町の風情を残しています。

こうした歴史的背景や通りに残された風情を踏まえ、本市では、八代神社（妙見宮）を中心とした快適な住環境を守り育てながら、歴史と文化を活かした良好な景観形成を推進し、地域活性化を促進していくことを目的に、本地区を景観重点地区に指定しました。



▲八代神社（妙見宮）



▲八代妙見祭（亀蛇）



▲妙見宮周辺地区の街なみ

3 八代神社（妙見宮）周辺の景観について

現在の八代神社（妙見宮）周辺の景観には以下のような特徴があります。

- 「妙見さん」と呼ばれ、親しまれる八代神社（妙見宮）を中心とした景観エリアです。
- ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭や八代神社氷室祭が行われる時期は、多くの人が訪れ、賑わいをみせています。
- 八代神社（妙見宮）の門前町として形成され、今でも、春光寺、紙漉き水路などの風情ある歴史的景観が残っています。
- 市街地を見渡すことができる古麓稻荷神社は、良好な視点場となっています。



今後は、妙見さん通りの歴史あるまちなみを活かし、
門前町として趣き深い景観を作っていくことが重要です！

4 景観形成の目標と方針

(1) 対象区域の範囲

八代神社（妙見宮）を中心とした以下の範囲を、景観重点地区として位置づけます。



▲対象地区の位置図（広域図）

下記道路に接する一団の土地

- 県道氷川八代線のうち国道3号との交差点から市道宮地町4号線との交差点
- 市道宮地町4号線と霊符神社に至る参道

※対象地の詳細については、建設政策課へお尋ねください

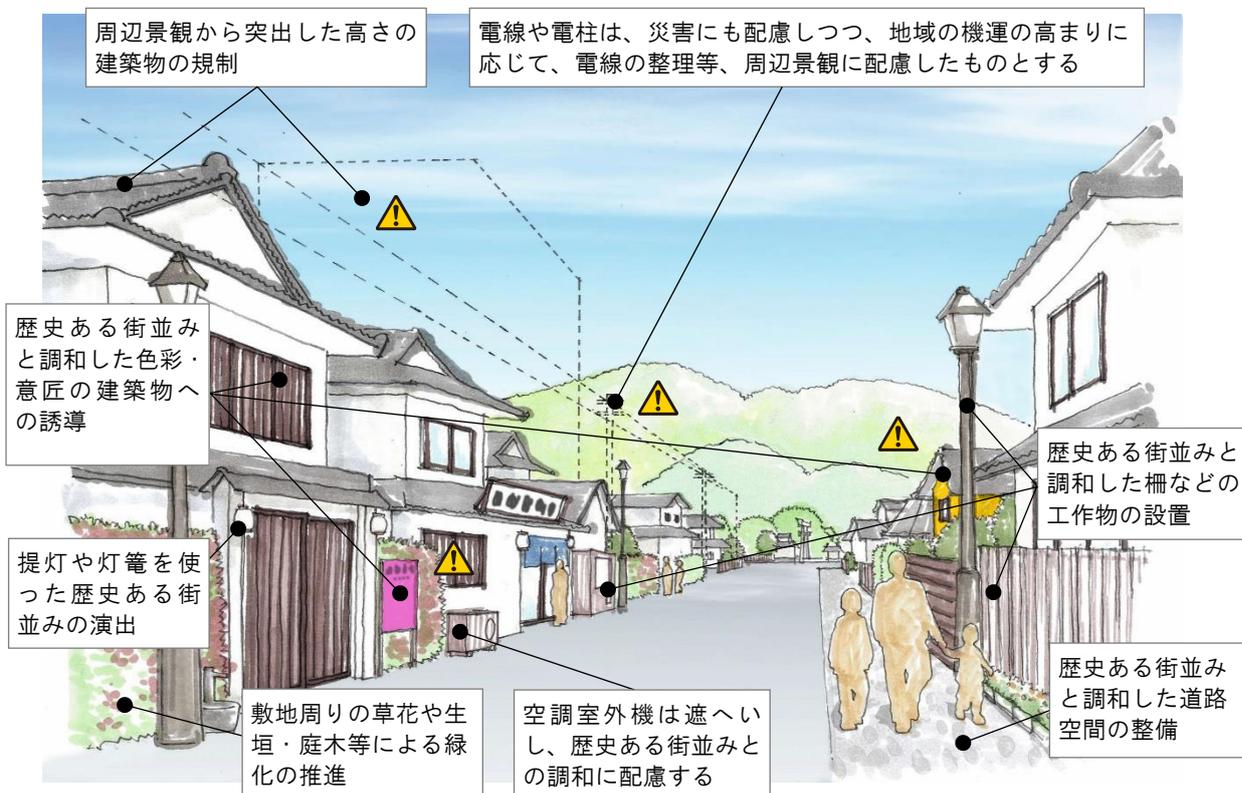


▲対象地区

(2) 景観形成方針

八代神社（妙見宮）周辺の景観形成方針は、以下のとおりです。

門前町の風情が残る「妙見さん」の景観づくり



5 届出対象行為

地区内で以下の行為を行う場合は、行為着手の30日前までに届出が必要です。

■ 妙見宮周辺地区における届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		行為の規模 ^{※2}
建築物の建築等 ^{※3}	新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
工作物の建設等 ^{※4 ※5}	新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
土地の区画形質の変更		● 行為に係る面積が1,000㎡を超えるもの又は 高さが0.5mを超える擁壁が生じるもの
木竹の伐採		● 樹高10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		● 堆積に係る面積が100㎡を超えるものかつ 堆積の期間が90日間を超えるもの

※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物のほか、室外機、自動販売機、街路灯、カーブミラー、バス停も対象とする。

※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物の例
 柵、塀、擁壁、記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、太陽光発電施設(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)

6

景観形成基準

(1) 景観形成基準

当該地区の景観形成基準では、「**良好な景観形成のための必須基準**」と「**より良い景観形成のための推奨基準**」の2つの基準を設けています。市民、事業者、行政のそれぞれが、これらに積極的・継続的に取り組むことにより、地域全体の町並みの調和を図っていきます。

なお、「**良好な景観形成のための必須基準**」については、必ず守っていただきたいルールとし、「**より良い景観形成のための推奨基準**」については、出来る限り守っていただきたいルールとしています。

良好な景観形成のための必須基準

必ず守っていただくルールです。

必須のルール

地域の町並みの調和を図るために
必須基準を定めています。

より良い景観形成のための推奨基準

できるだけ守っていただきたいルールです。

推奨のルール

より良い景観をつくり育てていくための
推奨基準を定めています。

■ 良好な景観形成のための必須基準 ※必ず守っていただくルールです。

		景観形成基準	解説 ページ	
建築物の 建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の高さは10m以下とする。 ●道路から建物までの距離は、生垣や柵等が設置できるようにする。 	p9	
	外観	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根形状は勾配屋根（2/10～6/10）とする。 ●店舗や事務所の外観は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。 	p9
		色彩材料	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とし、3色程度を目安とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 ●色彩は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。 	p10
建築物以外 の建設等	塀柵等	<ul style="list-style-type: none"> ●可視部分の高さが50cm以上のブロック塀は設置しない。 ●柵はこげ茶色（ダークブラウン）もしくは黒とし、艶消しを行う。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 	p10	
	その他の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製・竹製・擬木の柵やパネル等で覆う。 ●店舗・事務所等の屋外広告物（看板）は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたものの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色（原色を避ける）を使用する。 ●自動販売機の色はこげ茶色（ダークブラウン）とする。 ●鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。また、周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色（ダークブラウン）を基本とする。 ●地上式太陽光発電設備（ソーラーパネル）は設置しない。 ●現代風な電飾や映像等による広告の掲出はしない。 ●店舗・事務所等に設置するのぼり旗は、常設・仮設を問わず1基までとする。 ●霊符神社からの眺望に支障があるものは設置しない。 	p11 p12	
土地の 区画形質 の変更	土地の形状 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないように努める。 	p12	

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

■より良い景観形成のための推奨基準 ※できるだけ守っていただきたいルールです。

			景観形成基準	解説 ページ
建築物の 建築等	外観	色彩 材料	●外壁材には漆喰もしくは板張を使用するよう努める。	p13
建築物以 外の建設 等	塀 柵 等	位置 高さ	●道路に面した部分に門・塀・柵・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つ。	p13
		形態 色彩 材料	●ブロック塀を設置する場合は、その表面を自然素材・自然素材調のもの（自然石・漆喰等）、もしくは左官仕上げとし、色彩は落ち着いたものとする。 ●生垣を設ける場合は、透過の少ない種を選定し、相互に葉が触れ合う程度に列植するよう努める。 ●塀・柵等を設置する場合は主要材料に自然素材を使用するよう努める。 ●ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するように努める。 ●シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩及び加工を行うように努める。	p14
	その他の 工作物	●各敷地の開口部に手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める。 ●ハレの日（11月・正月・祭りの前後）には妙見祭の提灯、のぼり旗を積極的に設置し、その掲揚台や支柱、電気設備の設置に努める。 ●各敷地内において道路から望見できる場所に樹高3m以上かそれを見込めるシンボルツリーを植樹するよう努める。 ●敷地内の植栽、シンボルツリー、建築物をライトアップするための照明施設を設置するよう努める。	p15	
土地の 区画形質 の変更	土地の形状 及び緑化	●行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようにする。	p16	
	樹木の伐採	●町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護に努める。	p16	
	夜間照明	●玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気演出するよう努める。	p16	

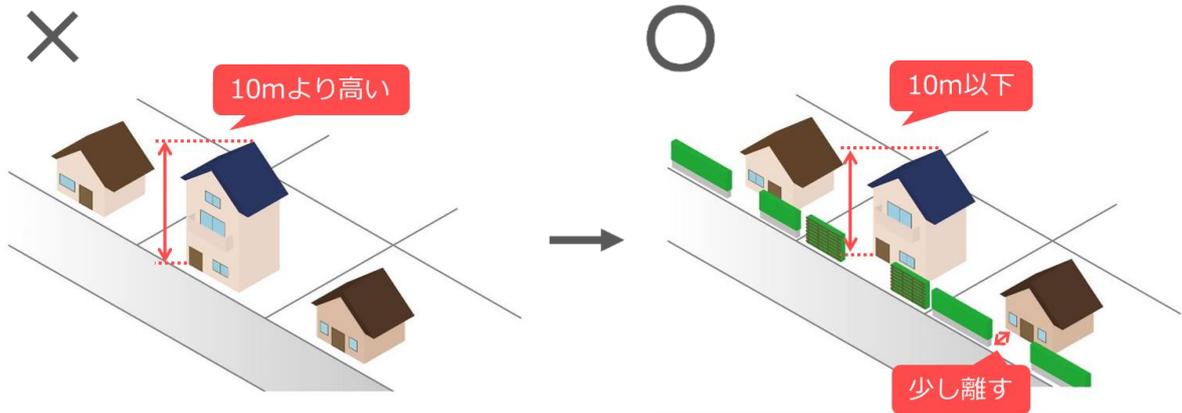
(2) 景観形成基準の解説

■ 良好な景観形成のための必須基準

1) 建築物の建築等

① 位置・高さ

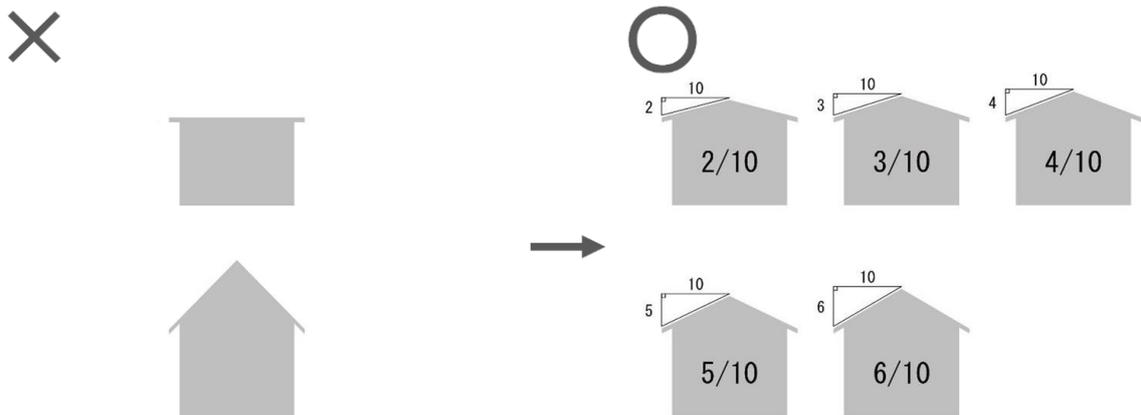
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の高さは10m以下とする。 ・ 道路から建物までの距離は、生垣や柵等が設置できるようにする。
----	--



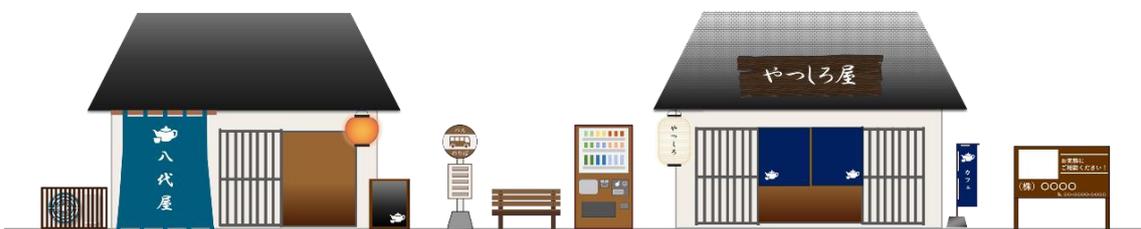
② 外観

a) 形態・意匠

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根形状は勾配屋根 (2/10~6/10) とする。
----	--



基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗や事務所の外観は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
----	--



b) 色彩・材料

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とし、3色程度を目安とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 ・色彩は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
----	--

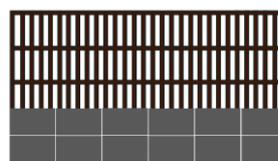
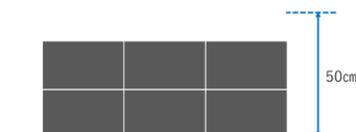
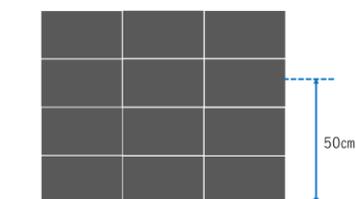


2) 建築物以外の建設等

① 塀柵等

a) 形態・色彩・材料

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・可視部分の高さが50cm以上のブロック塀は設置しない。 ・柵はこげ茶色（ダークブラウン）もしくは黒とし、艶消しを行う。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。
----	---



② その他の工作物

基準	<p>・ 室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製・竹製・擬木の柵やパネル等で覆う。</p>
----	--

×

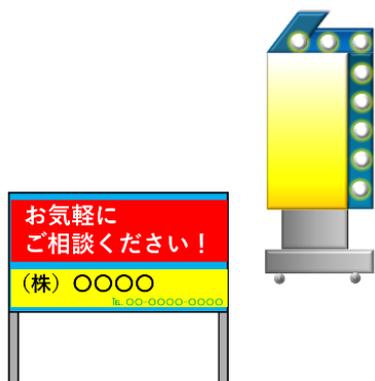


○



基準	<p>・ 店舗・事務所等の屋外広告物（看板）は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたもの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色（原色を避ける）を使用する。</p>
----	--

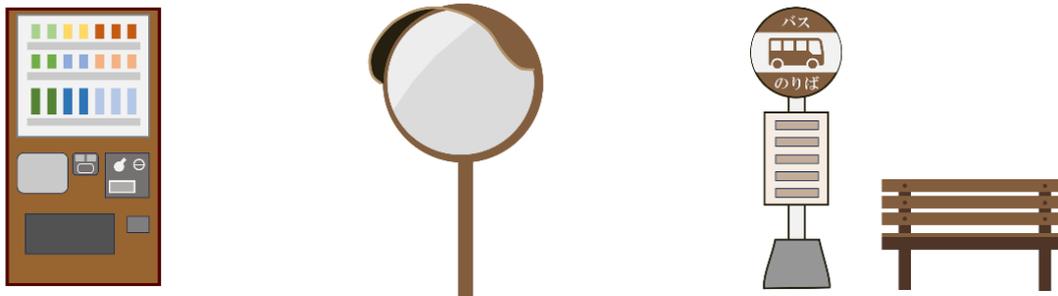
×



○



基準	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の色はこげ茶色（ダークブラウン）とする。 ・鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。また、周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色（ダークブラウン）を基本とする。
----	--



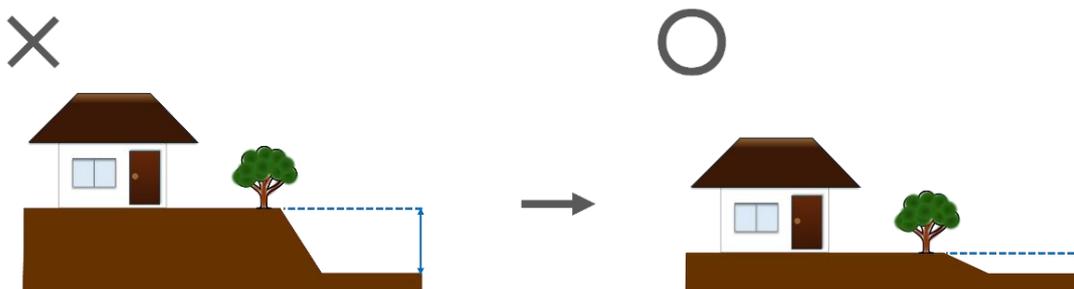
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地上式太陽光発電設備（ソーラーパネル）は設置しない。 ・現代風な電飾や映像等による広告の掲出はしない。 ・店舗・事務所等に設置するのぼり旗は、常設・仮設を問わず1基までとする。 ・霊符神社からの眺望に支障があるものは設置しない。
----	--



3) 土地の区画形質の変更

① 土地の形状および緑化

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないように努める。
----	--



■より良い景観形成のための推奨基準

1) 建築物の建築等

① 外観

a) 色彩・材料

基準	・外壁材には漆喰もしくは板張を使用するよう努める。
----	---------------------------

【板張】

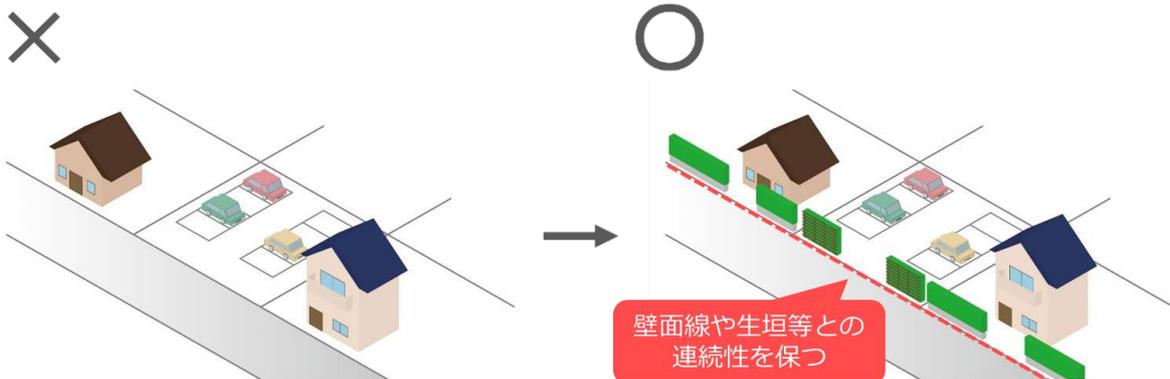


2) 建築物以外の建設等

① 塀柵等

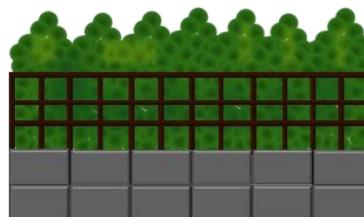
a) 位置・高さ

基準	・道路に面した部分に門・塀・柵・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つ。
----	--

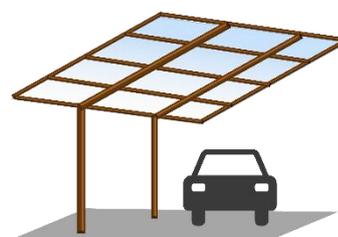
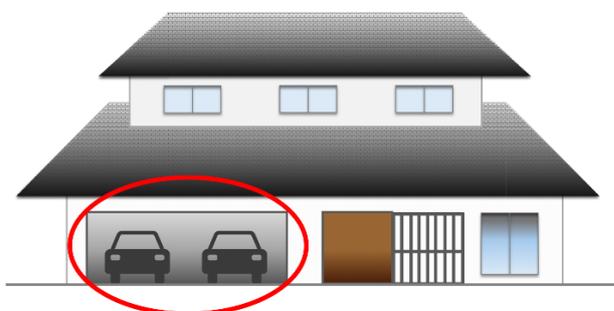


b) 形態・色彩・材料

基準	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀を設置する場合は、その表面を自然素材・自然素材調のもの（自然石・漆喰等）、もしくは左官仕上げとし、色彩は落ち着いたものとする。・生垣を設ける場合は、透過の少ない種を選定し、相互に葉が触れ合う程度に列植するよう努める。・塀・柵等を設置する場合は主要材料に自然素材を使用するよう努める。
----	---



基準	<ul style="list-style-type: none">・ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するよう努める。・シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩及び加工を行うよう努める。
----	---



② その他の工作物

基準	<ul style="list-style-type: none"> 各敷地の開口部に手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める。
----	--



基準	<ul style="list-style-type: none"> ハレの日（11月・正月・祭りの前後）には妙見祭の提灯、のぼり旗を積極的に設置し、その掲揚台や支柱、電気設備の設置に努める。
----	---



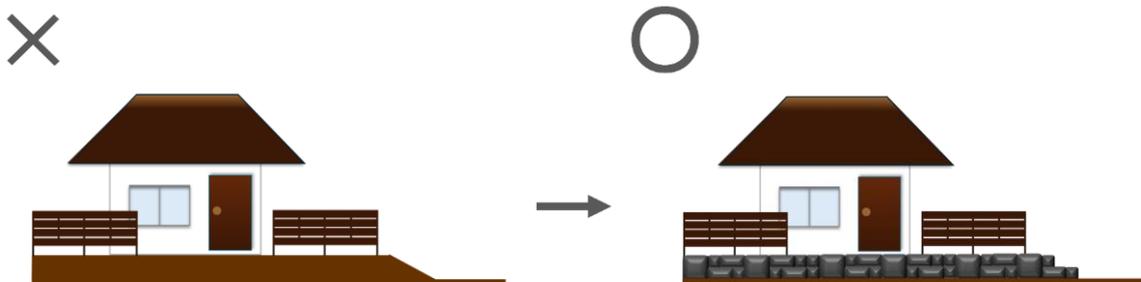
基準	<ul style="list-style-type: none"> 各敷地内において道路から望見できる場所に樹高3m以上かそれを見込めるシンボルツリーを植樹するよう努める。 敷地内の植栽、シンボルツリー、建築物をライトアップするための照明施設を設置するよう努める。
----	---



3) 土地の区画形質の変更

① 土地の形状及び緑化

基準	・ 行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようにする。
----	---------------------------------------



4) 樹木の伐採

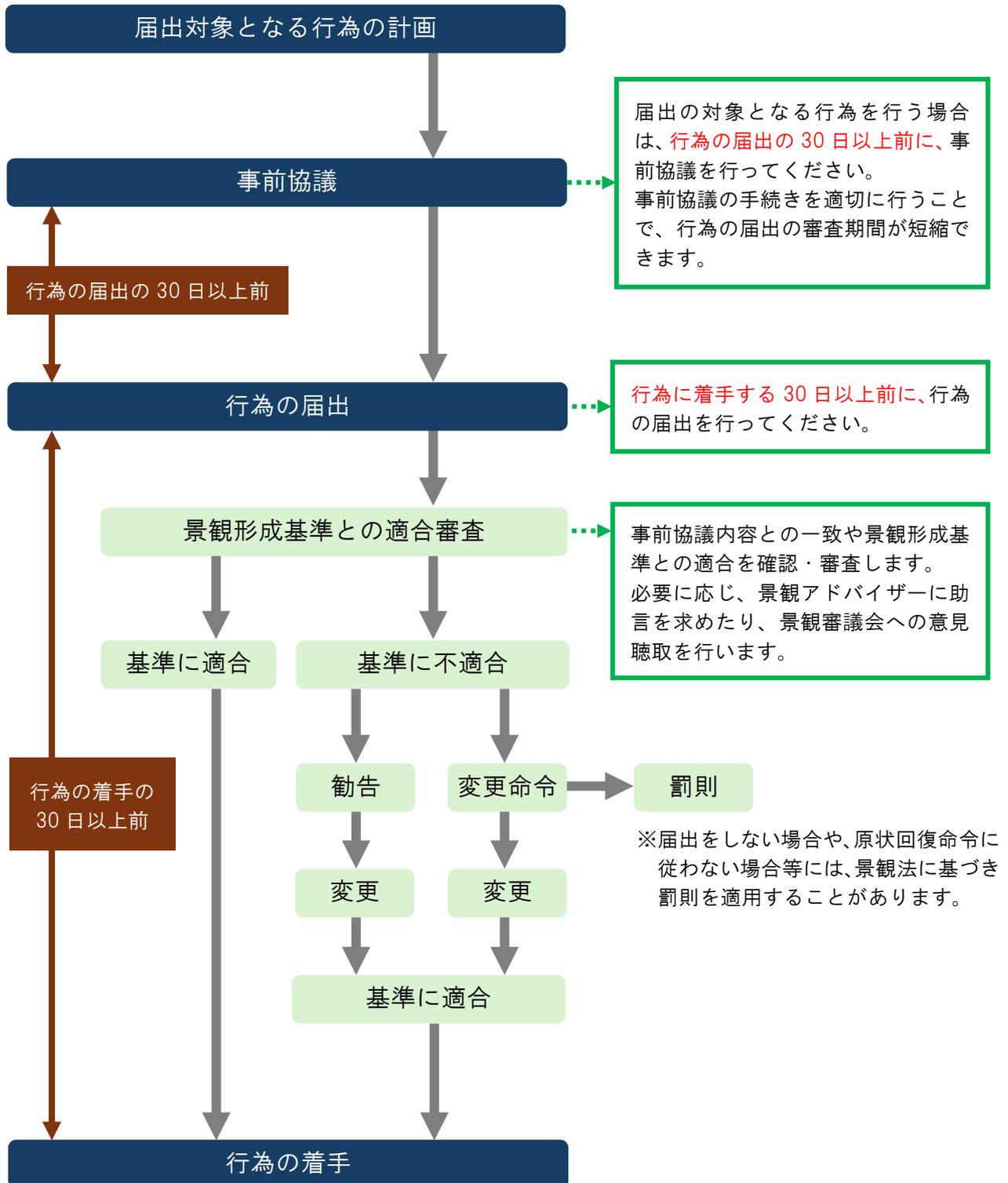
基準	・ 町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護に努める。
----	--

5) 夜間照明

基準	・ 玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気演出するように努める。
----	---



7 手続きの流れ



※原則、市が届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、行為に着手することができません。



八代市 建設部 建設政策課

〒866-8601八代市松江城町1-25（八代市役所本庁舎5階）

TEL:0965-33-4116 E-mail:kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp